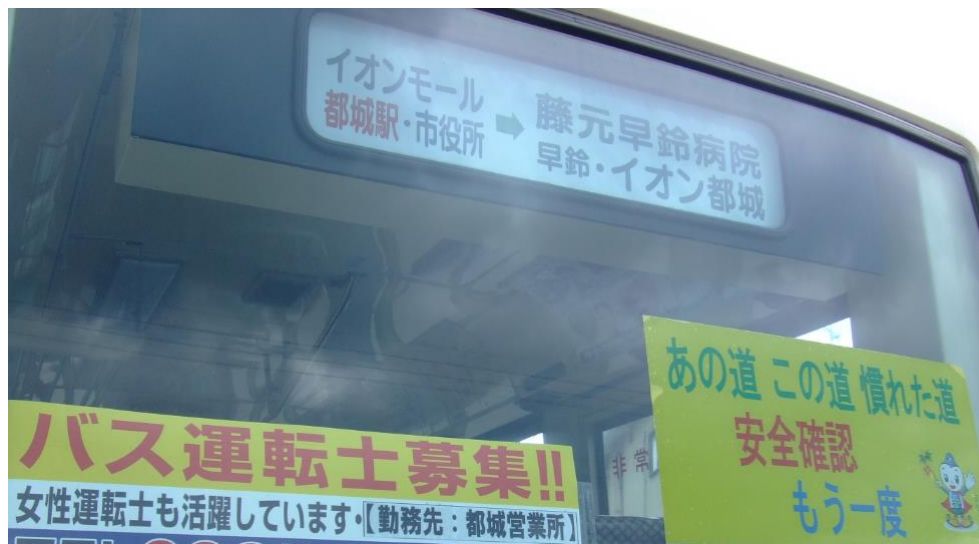


## 宮崎交通のバス運行における、 25年度の輸送安全に関する取り組みの報告 (26年度の輸送安全に関する計画)



平成26年6月30日作成

宮崎交通株式会社

# 【輸送の安全に関する基本的な方針】

## 《宮交グループ経営理念》

- 安全を追求し、安心・信頼されるグループを目指します
- 夢と感動を笑顔で運びます
- 明日に向けて、あらゆる可能性に挑戦し続けます

## 《宮交グループ行動指針》

- 常に基本を守り、プロとして責任ある行動を約束します。
- お客様の心の声に耳を傾け、笑顔で最高のおもてなしを約束します。
- より高い目標にも積極的に取組み、勇気と信念を持って挑みます。

## 《安全憲章・安全指針・私達の安全宣言》

安全憲章

**今日も、お客様の安心を運びます**

安全指針

**私が基本です。私が手本です。私はプロです。**

(ガイド)  
私は、笑顔と心遣いで  
安全を守ります

私達の安全宣言

(運転士)  
私は、確認とゆとりで安全  
運行(運転)に徹します

(操車員・事務員)  
私は、厳格な指導・伝達で  
安全を共有します

(整備士)  
私は、確かな技術と連携で  
安全をサポートします

平成17年12月29日制定

宮交グループ 宮崎交通 宮交タクシー



今日まで、お互いに励まし合い、努めあって来た、私共の大事な合言葉です。



左記に示した基本的方針をカードサイズで作成し、全従業員が常に携行して、日頃から安全に対する自覚と責任をもった行動を行なうこととしています。

# 【運輸安全管理規程の概要①】

## 《運輸安全管理規程の概要》

(目的) この規程はバス輸送の安全を確保する為、当社従業員が守るべき事項を定め、バスの安全性の向上を目指すものです。

(方針) 社長は、安全輸送が事業経営の根幹であることを認識し、社内における主導的な役割を担います。また、社長は現場の声に耳を傾け、安全の確保がいかに重要であるかを周知させます。会社は宮交グループの運営指針である「経営理念」及び「行動指針」をはじめ、交通事業部門の「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」を基本として社員の安全意識の高揚を図ります。

(重点施策) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

1. 安全は、経済性・定時性・快適性等のどの品質要素よりも優先させます。
2. 安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指します。
3. 安全に関する費用の支出及び投資は積極的かつ効率的に行います。
4. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
5. 安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達・共有します。
6. 安全に関する教育及び研修・訓練計画を策定し確実に実施します。
  - ・社員は仕事を進めるに当り法律はもとより社内の規程を守ります。
  - ・社員は業務上の決まりに疑問を感じたときは上司に報告し、会社はその対策を練ることとします。

(目標・計画) 会社はより高く安定した安全をめざして年間目標や年間計画を立てます。

(経営者として) 社長は、輸送の安全確保のための最終的な責任者となります。

宮交ホールディングス(株)は、宮崎交通(株)の安全確保のため指導監督を行います。

1. 予算を確保し、輸送の安全確保体制を整備させ適宜見直しを指導します。
2. 安全統括管理者の意見や申し入れを尊重します。
3. 安全確保のための業務を実行させます。また方法について必要な改善や対策を指導します。

## 【運輸安全管理規程の概要②】

(安全の管理) 会社は、次の担当者を選任し、現場における安全運行体制を整え、日常業務を通じて実践させます。

- 最高責任者.....宮崎交通(株)代表取締役社長
- 安全統括管理者...宮崎交通(株)バス事業担当役員
- 危機管理総括者...本社の役席者、運行事業所の所属長
- 安全管理者.....各事業所の所属長、統括運行管理者、整備管理者

(情報の共有) 現場と管理側の風通しをよくし、輸送の安全を確保する為に情報の共有や伝達が確実に行なわれるようにします。

(非常時体制) 安全統括管理者の指揮により全員が情報を共有し、日頃からの備えと人命優先に活動します。  
「宮崎交通(株)バス事業危機管理基準」・「非常時の手引き」・「危機管理マニュアル」

(教育と研修) 会社は、社員（乗務員）に対して定期的に安全に関する指導と研修および訓練を行います。

(監査・検証) 会社は、1年に1回以上、安全運行についての内部監査を行います。  
社長は、監査や報告書をもとに安全確保のための改善や是正と予防等の措置を命じます。

(情報の公開) 会社は輸送の安全確保のための方針・施策・実績を毎年度当初にホームページにて公開します。

●平成19年1月1日より施行 ●平成21年7月1日最新改定

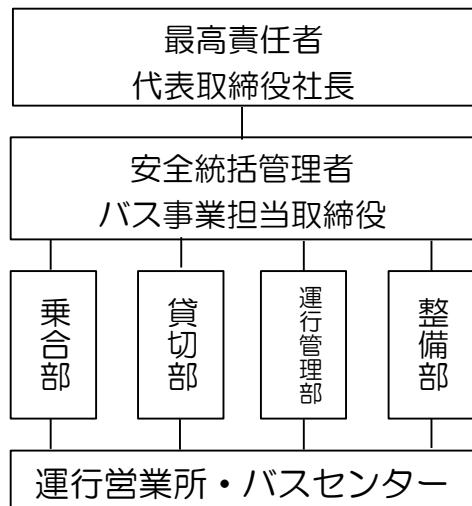
### 《安全統括管理者》

バスの運行の安全を見守り、安全の確保を指揮する「安全統括管理者」は、下記の者を選任しております。

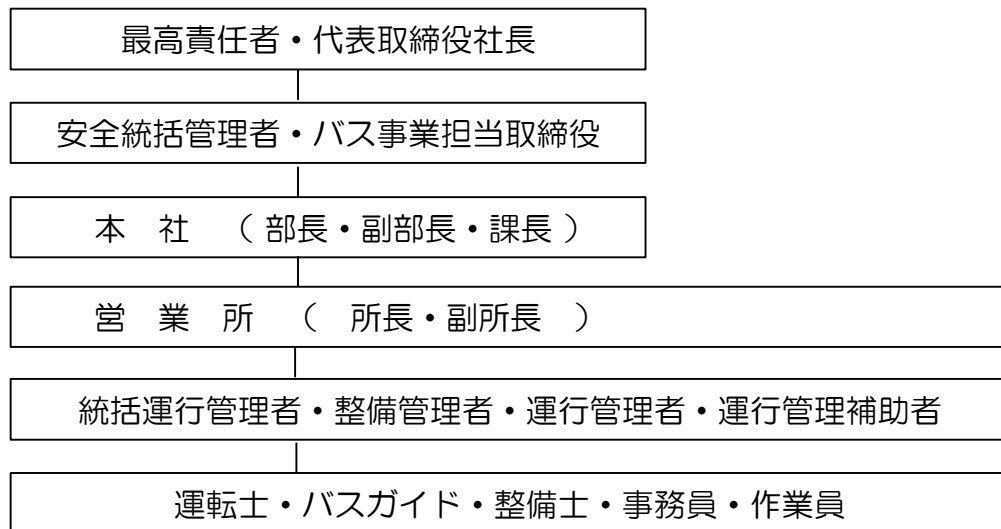
上村 哲司 宮崎交通(株)取締役バス事業担当

# 【輸送の安全に関する組織体制および情報伝達と指揮命令系統】

## ＜組織体制＞



## ＜指揮命令系統＞



## ＜緊急非常時の組織＞

緊急事象または非常事態が発生した場合は、バス事業部門の本社勤務員（乗合部・貸切部・整備部・運行管理部）および、該当する運行事業所の所属員で構成した本社対応チームを結成し対処する体制をとっております。

## ＜輸送の安全に係る情報の伝達体制＞

法令規定の改定や適正運行を維持するために必要な情報を整理し、本社関係部署を中心に各運行事業所と外部機関が連携し、社長から現業部門まで従業員全員が情報を共有できる体制をとっております。

## ＜事故・災害等に関する報告連絡体制＞

当社では、日頃から事故や災害の発生を未然に防ぐこと、事故や災害が発生した時は人命の救助を第一とし、かつ、その災害を最小限にとどめること等を目的とした「バス事業危機管理基準」を定めております。この規定に基づき、事故や災害等の発生時には、速やかに報告連絡を行う体制をとっております。

# 【平成25年度の輸送の安全に関する目標および達成状況①】

## 【1】自動車事故等に関する統計（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

重大事故発生件数		運転事故発生総件数		路上故障発生件数		備 考
目標	実績	目標	実績	目標	実績	
0件	7件	82件 前年比20% 削減	102 件	5件 以下	9件	弊社が第1当事者でない不可避事故を含みます

「自動車事故報告規則第2条」に規定する事故に関する件数です

- ・重傷事故（第2条第3項） 2件
- ・健康起因（第2条第9項） 1件
- ・その他、国土交通大臣の報告指示によるもの（第2条第15項 弊社無責）1件  
（消費者安全法第2条第6項等に該当する重大事故等の報告等）
- ・車内事故（第2条第7項） 1件
- ・車輛故障（第2条第11項） 2件

## 【2】重大インシデントおよび安全上のトラブル発生状況

乗務開始前の点呼時に行うアルコールを体内に保有しているかの状態を確認する呼気検査で、測定器が異常値を検知したものの、その後の再検査を失念し乗務した事案が発生しております。

また、本事案を踏まえ、全乗務員を対象に社内調査を行い、測定機による検査の実施率が低かったことが判明しました。点呼時において、運行管理者が呼気検査の有無を確認しないまま乗務をさせたり、乗務員が呼気検査を失念するなどの、法令で定められた酒気帯び検査や飲酒運転への認識が欠如し、管理部門におけるチェック体制の不備が原因でした。本事案を教訓として「アルコール呼気検査への理解向上と点呼の整齊」を全社的に高め実践しております。

- ①点呼の執行体制を刷新し、運行管理者主導で運転士と執行者がお互いに、乗務内容や注意事項の指示と確認、健康状態の申告と確認、安全意識を高揚させ徹底する場と認識し厳正に行っております。
  - ②宿泊が伴う乗務においても遠隔地対応の精度の高い呼気検知器によるアルコール濃度測定を実施しております。
  - ③旅客輸送の使命を担う職務を全うすることを念頭に、飲酒と運転の関係を理解し、法令（道路交通法）よりも厳しい社内の処分基準を設け、乗務前の行動についても自身を律しするよう指導しております。
- 尚、当社が定める基準値以上の濃度を検知したときは、乗務させないほか、飲酒習慣の改善指導、懲戒処分の対象としております。

# 【平成25年度の輸送の安全に関する目標および達成状況②】

## 【3】国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分または行政指導に関して講じた措置 または講じようとする措置

### ①監査による嚴重注意および文書による行政指導等

処分年月日	事業所名称	処分内容	主な違反条項
平成26年3月31日	中央運行センター	文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【乗合】点呼の実施義務違反（旅自運輸規則第24条第1項～第2項）</li> <li>・【乗合】点呼の記録事項義務違反（旅自運輸規則第24条第4項）</li> </ul>
平成26年3月31日	都城自動車営業所	文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【貸切】事業計画の事前変更届出違反（道路運送法第15条第1項）</li> </ul>
平成26年3月31日	延岡自動車営業所	文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【乗合】運転者に対する指導監督違反（旅自運輸規則第38条第1項）</li> <li>・【貸切】点呼の記録事項義務違反（旅自運輸規則第24条第4項）</li> <li>・【貸切】運転者に対する指導監督違反（旅自運輸規則第38条第1項）</li> </ul>
平成26年3月31日	日南自動車営業所	文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【乗合】事業計画の事後届け出違反（道路運送法第15条第4項）</li> </ul>
平成26年3月31日	西都自動車営業所	文書警告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【乗合】運転者に対する指導監督違反（旅自運輸規則第38条第1項）</li> <li>・【貸切】運転者に対する指導監督違反（旅自運輸規則第38条第1項）</li> </ul>

②法令違反に対する行政処分（輸送施設の使用停止及び付帯命令書）…平成25年度はございません。

### ③上記処分等において講じた措置および取り組み

- ・九州運輸局長からの上記警告書の受理を深く受け止め、事業計画および業務の進め方を改善、厳正な点呼を実施、従業員の教育を徹底、社内規定マニュアルの整備を行い、関係省庁からの指導や不安全事故の傾向、お客様から頂いた御意見ご要望お叱りを基に、継続して再発防止、改善に取り組んでおります。

# 【輸送安全の為に講じた措置および教育の実施状況①】

## [4] 輸送の安全に関する実績

### ① 従業員への教育訓練

- ・ 運行管理者を対象に点呼執行のロールプレイを行い標準化を高め、自ら法令遵守を理解し運転士の模範となるよう指導しております。

- ・ 運転士の年次や階層別の研修や教習および運転士全員が定期的に受診する運転適性(心理)診断では、個々の運転士が持つ、それぞれの性格、安全運転態度、認知(予知)判断と操作能力、視覚機能を自覚し、特徴や癖に気付くことで、事故防止に努めております。
- ・ 事故情報を社内全体で即時共有することにより、事故防止に努めました。
- ・ 緊急非常時を想定した実践的な対応訓練、高速走行習得、寒冷地走行に備えたチェーン脱着訓練等を実施しました。
- ・ 事故防止および接遇向上の取り組みを強化するキャンペーン月間を設け、従業員の意識向上を図りました。
- ・ 高齢運転士の雇用に際し、健康状態の把握、視力条件反応および運転適性の状態を確認し、助言を行っております。
- ・ 身体に障がいを持たれる方々を講師に迎え、バス利用者と乗務員の相互理解を促進する「心のバリアフリー」に取り組んでおります。
- ・ 入社2年目の運転士、貸切バスに乗務する新任運転士を対象に、AED講習を受講しております。
- ・ 外部研修機関を活用した講習や診断を実施し、安全意識と運転技術の向上に努めました。
- ・ 整備士の技術向上のためフォークリフト等の運転技能講習を受講しています。
- ・ 運行管理者による乗務員への個別面談のなかで、運転士の年齢、経験、能力に応じ、あらゆる機会を捉えて運転接遇に関する指導助言を実施しております。
- ・ 保健師による乗務員への個別面談で、健康指導およびメンタルサポートを実施しております。



# 【輸送安全の為に講じた措置および教育の実施状況②】

## ②小集団活動（管理者会議および専門委員会の開催・班単位の活動）

- 整備管理者会議...整備部長、整備センター、整備管理者により構成。  
特異的な故障修理を分析共有し、路上故障の再発防止等に努めました。
- 運行管理者会議...運行管理部長、運行管理部、運行管理者により構成。  
各運行事業所で行う事故惹起者への指導や事故防止等に関する情報の共有化が目的のほか、改訂された法令規定を中心に解釈や要領の確認、日次業務のレベル向上に努めました。
- 事故防止委員会...運行管理部および各運行事業所の運転士の代表（事故防止委員）により構成。  
事故の原因や本質を見極め再発予防を検討し、各職場へ持ち帰り、営業所で行なう委員会や班活動、安全研修を通して全従業員へ浸透を図りました。
- 街頭指導...事故多発期に本社勤務員および各運行事業所の所属員が交代で街頭（主要停留所等）に立ち、不安全運行等のモニタリングを行い、事故予防に努めました。

## ③飲酒運転の根絶

- 各運行拠点となる点呼場へ測定精度が高い固定用呼気検知器の設置と定期保守を行い、宿泊や詰所勤務を伴う乗務員へモバイルタイプの携行用呼気検知器を配備しております。
- 呼気検査を失念し乗務した事案の反省から、法令理解を高め、点呼の執行方法を改め、運行管理者と運転士が互いに、厳しく酒気帯びの有無と測定器による検査の実施状況をチェックしております。

# 【輸送安全の為に講じた措置および教育の実施状況③】

## ④職場巡視

- 安全統括管理者および本社役席者が各運行営業所に出向き、呼気検査の重要性を中心に事業説明や現業員との意見交換を行う常会を開催しております。
- 交通安全運動期間中は本社運行管理担当部署の役席者が各営業所へ赴き、点呼や事業所委員会等のなかで指示伝達や意見交換を実施しております。



## ⑤内部監査

- 運行管理をはじめ労務管理や勤務処理が、関係法令および社内規定に沿って適切に処理されているか、安全運行や健康管理の指導助言の実施状況、法定帳票の記録と保管の状態を精査する等を中心に、監査を行いました。

- 弊社7カ所の営業所を監査した結果として、点呼記録簿への記載を正しく処理していない部分について改善を指導し、各運行事業所で行う指導方法の効果的な取り組み、業務処理の引き継ぎや進め方について見直しが必要と判断し改善指導を実施しました。

- 国交省が行なう輸送安全総点検期間中に併せ、当社が保有する全ての車輛を対象に車輛総点検（社内車検）を行いました。



# 【輸送安全の為に講じた措置および教育の実施状況④】

## ⑥安全投資

- 安全関係団体への会費支払、無事故事業所への表彰、20年無事故達成者の本人および家族との食事会、従業員への褒賞を実施しております。
- 安全教育に関わる講習および資格取得費用を負担しております。

- 乗合路線車の更新に際しバリアフリー対応車両を購入しております。
- 貸切事業において安全性を高めた新造車両を導入しております。
- ドライブレコーダーの取付車両を増備しました。



- 乗務員宿泊所等での呼気検査に常設タイプの検知器を設置しました。
- モバイル対応の呼気検知器を精度の高い機種へ更新しました。
- 呼気測定器と連動させた鍵管理機を導入し、検査失念および測定時の異常値を検出した場合は、車両の鍵（エンジンキー）を持ち出せない仕組みを構築させました。

## ⑦運行地域での安全維持活動

- バス運転乗車体験を実施し、バス運行への理解、運転士の人財確保、車内事故防止の啓発を図りました。
- 繁華街の交差点にて、通行人及び通行車輛へ交通事故防止を目指す安全啓発の活動に取り組んでおります。

## ⑧安全評価

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、安全に対する取り組み状況が優良なバス会社であることを認められ「二つ星」を取得しております。

これからも「夢と感動」を運ぶ事業者として安全運行と顧客満足のサービスを提供すべく、努めてまいります。

# 【 26年度の取り組み 基本方針① 】

- 安全運転目標      プロの自覚と安全意識      「事故ゼロの理想達成」
- 車両整備目標      お客様に安全・安心・信頼を与える車両の提供
- 接客向上目標      また乗っていただけますか？その接客で…。  
「おもてなしの心」と「ありがとうございます」

## 《方針》

- 安全、安心、快適なバスの運行
- 車内案内・サービスの向上
- 運行管理体制の構築
- 新整備体制の基、整備技術の向上、整備業務効率化を図る。
- 自主的な業務意欲を持ち、新たな提案を考え実行に移す。

## 《目標》

- 重大事故ゼロ
- 責任事故前年より減少が絶対条件
- クレーム等の削減20%削減
- 厳正な点呼の実施
- 総事故件数90件以下
- 完全整備により路上故障5件以下を目指す。
- 車両の完全整備で燃費向上1%（昨年比）を達成する。
- アルコール異常検知者ゼロ

# 【 26年度の取り組み 基本方針② 】

## [5] 安全管理体制の構築・維持（安全最優先、関係法令等遵守の意識の徹底）

- 社内研修や会議等で、安全が何よりも優先すること、関係法令を正しく理解し遵守することを説き、安全第一の風土を目指します。
- 組織や個々の役割を認識させ、私達の行動が社会に与える影響を踏まえ、綱紀の保持、服務規律の遵守することで事故防止と安全運行に努めます。
- 厳正な点呼執行と職場内のコミュニケーションを醸成し人財育成を図ります。
- 点呼時に呼気検査によるアルコール保有状態でないことを厳格に検査し、乗務前夜の節酒啓発を行います。
- 定期点検整備の入念なチェック体制を整えた車輛管理を図ります。
- 緊急非常時を想定した実地訓練および自治体や関係機関と協力した防災訓練において、従業員の派遣や車両の提供を行うことにより、危険箇所や避難場所等の情報共有、事故発生時の初動体制を整えます。



- 事故ゼロ ... 事故ゼロの理想達成（事故はあくまでもゼロでなければならない）
- 意識向上 ... 全ての社員の一人ひとりの意識が大事（事故を起こさない、もらわない） 「避けるより止まれ」「迷ったらやめる止まる」
- 確認 ... 確認は「頭で見て、目で見て、意識して見る」
- 予測運転 ... プロの運転士であれば、相手に求める運転をしてはいけない（相手を疑う運転が「かもしれない」運転になる）

# 【お客様に安心してご乗車いただくために①】

## 【6】安全教育の徹底（教育訓練の計画、健康維持衛生思想の向上、少人数活動の実施）

- 最高責任者(社長)および安全統括管理者による常会、本社担当部署員による点呼立会いを実施します。
- 運行管理者、整備管理者に対して、社外機関の法定講習を受講させるほか、定期的に社内会議を行い、管理知識と安全に関する情報の共有化を図ることで、指導能力、情報伝達能力を高めます。
- 基礎訓練の内容を充実させ、さらにステップアップ訓練を実施し、安全とサービスに対する向上心の高い乗務員を養成します。
- ヒヤリハット事例の情報収集と効果的な分析体制を行い、全員周知により、危険予知と予防意識を高め、事故防止に努めます。
- 重大事故および再発に繋がるような事故惹起者、お客さまからのお叱りクレームが多い乗務員を対象に重点的な指導を必要とする乗務員等に対して、特別教習（原因や防止策について話し合う少人数形式、マンツーマン）による指導助言を行ないます。
- 安全意識の啓発や知識習得を目的とした活動や講習に従業員を派遣参加し、労働災害の発生防止に努めます。
- 本社で計画する各種研修、運転教習のほか社外講習を活用し、営業所独自の実技講習など実践的な訓練で事故防止、スキル向上に努めます。



## 【お客様に安心してご乗車いただくために②】

- 停車中のアイドリングストップ等を実践しエコドライブを励行することで、環境保護、交通事故防止、燃費改善を目指します。
- 交差点や横断歩道の通過時におけるルール遵守とマナー意識を高め、事故減少を目指します。
- お客さまにとって乗り心地の良い運転の研究ならびに指導を行ないます。
- 運転適性心理診断の結果をもとに、本社管理担当部署と営業所指導担当者が、個々の運転適性に応じた情報を交換することで連携し、個別指導を充実させます。
- 保健師および産業医による心身の健康相談やサポート体制の強化を図ります。
- 定期健診の結果から要（再検）注意者の追跡調査を致します。
- SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査の積極的な実施を図ります。
- 覚醒剤をはじめ規制薬物の有害性や、市販薬や処方箋の服薬による運転への影響について認識を高めます。
- 大規模災害への備えや防犯対策を見直し、発生時対処や緊急時連絡体制等の機能について訓練を実施します。



## 【お客様に安心してご乗車いただくために③】

### [7] 安全への投資・運行管理体制の充実・地域社会貢献の実施

- ドライブレコーダーの導入を図り、映像データを分析し運行資料として教育等に役立てます。
- 緊急通報時における社内の報告と支援の体制、機器の整備、関係機関との連絡と情報の共有を図ります。
- 経営トップおよび管理部署による視察巡回、内部監査等を適宜計画し実施することで改善を図ります。
- 法令改訂を遅滞なく周知徹底し、且つ、お客さまよりいただいた御意見ご要望を検討し運行へ反映させます。
- 弊社が運行する地域住民の皆さまとの交流を図るイベントにて、車内事故防止等の安全啓発を促がします。

